# 中国ビザ申請についてのＱ＆Ａ（中国駐福岡総領事館申請の場合）

（2024 年 12 月現在）

Ｑ：2024 年 1 月現在、中国に行くにはビザは必要ですが？
Ａ：北京時間 2024 年 11 月 30 日 0 時から 2025 年 12 月 31 日 24 時まで、日本の一般旅券を所持し、商業・貿易、観光、親族訪問、交流・訪問、トランジットを目的とする、中国に 30 日以内に滞在する人員に対し、入国ビザを免除します。上記ビザ免除条件を満たさない人員は、引き続き入国前にビザを取得する必要があります。

Ｑ：どんな種類のビザが必要ですか？
Ａ：商用ビザ（Ｍビザ）、親族訪問（Ｑビザ）、帯同家族（Ｓビザ）、訪問（Ｆビザ）等で 31 日以上滞在する方。種類によってご準備いただく資料がことなります。詳細はお問い合わせ下さい。
※Ｑビザのお客様は申請内容を事前にお知らせください。一部のお客様はビザ申請ができず、ご自身にて「旅行証」の発行になる場合があります。

中国ビザ申請には、申請場所の「管轄」があります
山口、福岡、佐賀、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄にお住まいの方は中国駐福岡総領事館で申請が可能です。※長崎県にお住まいの方は長崎の領事館にて申請いただきます（弊社では代行ができません）

※大阪ビザセンターにて申請の場合は弊社の「広島支店」までお問い合わせ下さい
　TEL：082-242-4339　　FAX：082-242-4340
　大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、愛媛県、高知県、徳島県、香川県、広島県、島根県。岡山県。鳥取県の方は大阪ビザセンターでの申請となります。尚、申請方法が異なる場合があります。各営業所にてご確認下さい。

Ｑ：商用ビザ（Ｍビザ）には何が必要ですか？
Ａ：現地企業の招聘状（インビテーション）が必要です。※カラーのもの
　　招聘状は領事館指定のフォームをご利用下さい。その他、・パスポート（残存 6 か月以上）、・パスポートコピー、・証明写真（JPEG）が必要です。

Ｑ：商用ビザ（Ｍビザ）にはどんな手続きが必要ですか？
Ａ：招聘状、パスポート、証明写真の準備ができたら、「オンライン申請書」の作成が必要です。
※中国駐福岡領事館のサイトから作成できます。但し、中国語と英語の案内となります。
※弊社では有料で代理作成を承っています。かなり細かい質問があるので、先に「お伺書」をメールにてお送りさせて頂きます。質問事項を入力いただき、お伺書をメールにてご返送いただければ弊社にて作成いたします。
※ご自身で作成される場合は、中国駐福岡総領事館のビザ申請のサイトから作成ください。
※東京のビザセンターのサイトから作成された申請書は福岡領事館で申請ができません。

Ｑ：領事館での申請の予約必要ですか？
Ａ：申請するのに予約は不要です。

Q：支払いはどうしたらいいですか？
A：手配の依頼をいただきましたら請求書をお送りさせていただきます。基本はご入金を頂いてから正式に手配させていただきます。尚、申請書作成、書類チェックにはかなりの時間を要します。お客様のご都合で途中申請を中止、また万一領事館の審査で申請がおりない場合におきましても、すでに作業を始めておりますので、ご依頼後の返金は致しかねますので、予めご了承下さい。

Q：証明写真はどんな写真ですか？
A：オンライン申請で写真をアップロードしますのでデジカメ、スマホなどで取った「画像データ」が必要です。JPEG、背景は白色、「おでこ」が出て無いと上手くアップロードできない事があります。

Q：領事館申請は本人が領事館に行くの？
A：短期滞在のビザは出頭が免除されます。
また１４歳未満のお子様、７１才以上の方、２０２１年２月以降福岡領事館にて指紋登録がお済指紋登録時のパスポートから変更がない方は出頭免除なので、旅行社で代理申請が可能です。
長期滞在、マルチビザの申請は指紋採取が必要です。

Q：受領の方法は？
A：ビザ受領は弊社が代理受領いたします。弊社からゆうパックにてお客様ご指定の場所へ返送いたします。受領の際は領事館への来館は不要です。

Q：受領まではどれくらいかかるの？
A：領事館で申請から受領までワーキングデーで４日間、その後、領事館から弊社へ返送され、弊社からお客様の所へ返送される形になります。約１週間のお時間が必要です。
・緊急申請の場合は+3000 円で申請日が１日短縮できます。

Q：パスポートはあずけるの？
A：領事館で申請から受領までパスポートを預ける形になり、パスポートにビザのシールがはられます。この期間は海外渡航できません。事前にご確認ください。

Q：ビザは必ずとれるの？
A：弊社では情報の提供と申請のお手伝いをさせていただきますが、ビザ発行の権限はございません。ビザ発給の最終的な判断は領事館の担当領事がおこないます。予めご了承下さい。

Q：旅行社枠での申請のメリットは何でしょうか？
A：旅行社代理申請は旅行社で事前に資料をチェックしますので、領事館申請時の審査がスムーズです。
・一部のビザは領事館の出頭が免除されます。すべて旅行社で申請～受領代行ができます。
　一般枠での申請は基本的にはご本人様が領事館に出頭して申請していただく事になります。
・デメリットとしては手数料がかかりますの、料金が高くなります。

（全体の流れ）

「出頭なし」　・「オンライン申請書」の作成。
・領事館にて旅行社が申請（出頭無し）
・パスポート受領（旅行社が受領）
・返送（旅行社からお客様へ）

「出頭あり」　・「オンライン申請書」の作成。
・旅行社にて申請日の予約
・領事館にて申請（申請人の出頭が必要、旅行社スタッフ同行）
・パスポート受領（旅行社が代行）
・返送（旅行社からお客様へ）

概ね以上のような流れになります。お早めにご準備をされる事をお勧めいたします。
全体的には３週間～１か月、場合によっては２か月くらいの余裕を持たれる事をおすすめします。
※ビザの種類によってはご準備いただく資料が異なります。詳細はお問い合わせ下さい。

## Ｍビザの注意点

・招聘状は領事館指定の書式にて作成ください。カラー印刷のもの。
・招聘状の責任者のサインは「楷書体」で、草書体など名前が判断できないサインは不可。
・福岡の領事館で申請する場合は、招聘状の宛先は「中国駐福岡総領事館」宛で、大使館は不可。
・招聘状には訪問日時を記載、２次ビザの場合は２回の訪中日時を記載してあるもの。
・マルチビザ申請の場合、招聘状には訪問日時が３回の訪中日時を記載してあるもの。
・写真　かならず規定の写真でご準備ください　JPEG、背景は白色、「おでこ」が出ているもの。
・家族情報について　お父様、お母様がすでにご逝去されていても、名前、生年月日をご入力ください。
・学歴について　最終学歴を記入ください。
・職歴について　過去５年間の学歴を記入下さい。

その他、ご不明の点がございましたらお問い合わせ下さい

(株)西日本日中旅行社　福岡本社
TEL：092-283-8989　FAX：092-283-8990　E―MAIL:nnr@nnr-fuk.co.jp